別表１（2024.4.1より改訂）

神戸ろうあ協会手話派遣センター事業要綱第１４条に基づく派遣細則第４条「手話通訳等派遣費の基準」は次のとおりとする。

派遣内容	時　間	謝　礼　額	備　考
手話通訳（講演、研修会など）	１時間まで	１人　４,０００円	交通費実費
	その後１時間毎	１人　４,０００円	
※１　手話講師	２時間まで	１人　１０,０００円	交通費実費
※２　講演講師	２時間まで	１人　１０,０００円	交通費実費
※３特別講義講師	２時間まで	１人　１５,０００円	交通費実費
交流会講師	２時間まで	１人　５０,００円	交通費実費
★映像二次使用料	１回につき	１人　１０,０００円	通訳料別途

★通訳時間に関わらず、通訳者が映像を記録され公開されることに対する補償

※１手話講師　テーマ「生い立ちや経験談、学校等の啓発講座」
※２講演講師　テーマ「聴覚障害・聴覚障害者理解」
※３特別講義講師　テーマ「手話奉仕員養成講座・手話通訳者養成講座カリキュラム内の特別講義」

その他のお願い

（当日キャンセル）

第１３条　手話通訳者の派遣日の前日（前日が土、日曜日および祝日の場合はその前日の開所日）の 17：00 までに、依頼先からキャンセルの連絡があった場合は第 14 条に基づく派遣細則第４条別表１に基づく派遣通訳料は請求しないものとする。

ただし、それ以降にキャンセル連絡があった場合は、通訳者１名につき、１時間までの派遣通訳料の 50%と発生した交通費を請求するものとする。